

神栖市会計年度任用職員募集要項

会計年度任用職員とは、令和２年４月の地方公務員法の改正に伴い、同法第２２条の２第１項の規定により設けられる非常勤職員の制度です。

- 応募方法 「神栖市会計年度任用職員応募申込書」に必要事項を記載し
写真貼付の上、持参または郵送してください。

※資格が必要な職種は、資格証の写しも併せて提出してください。

※提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

※応募にあたって年齢上限はありません。

※以下に該当している人は選考試験を受けることができません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・神栖市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過していない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

●勤務条件・選考方法

勤務場所・勤務内容・任用期間・勤務日・勤務時間等は任用条件票をご確認ください。

※選考に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として扱われます。

※予算の成立状況等によっては採用されない場合もあります。

※議会の議決状況により勤務条件等に変更が生じる可能性があります。

●報酬額等（給与）

経歴による加算があります。（上限あり）

給与改定や最低賃金の改定により報酬額が変わる場合があります。

●労働保険

労働者災害補償保険法又は市町村非常勤職員の公務災害補償が適用となります。

●社会保険（健康保険）

社会保険（健康保険）が適用になる職があります。詳しくは任用条件票をご確認ください

●雇用保険

雇用保険が適用になる職があります。詳しくは任用条件票をご確認ください。

●通勤費

距離及び通勤回数に応じて支給

●期末・勤勉手当

週20時間以上勤務かつ任期が6か月以上の場合該当します。
6月と12月に支給します。

●年次有給休暇

週の勤務時間や年間の勤務日数に応じた年次有給休暇が付与されます。

●服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

●時間外勤務

職種により、時間外勤務を命じる場合があります。

※勤務条件や業務に関する詳しい内容は、直接採用担当課にお問合せください。